

Health Promotion

朝晩は、気温が下がり肌寒さを感じるようになってきました。しかし、日中は温かく、寒暖差が大きくなっています。そのため、体調を崩す生徒もチラホラ見られるようになってきました。調子が悪い時は、御家庭で朝の健康観察を念入りに行い、「頑張れそうなのか」「大事をとった方がいいのか」見極めをお願いします。

昨年度より、インフルエンザによる 出席停止の手続きが変わりました！

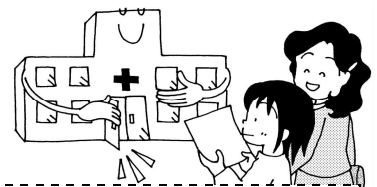
令和元年9月からインフルエンザによる出席停止の手続きが変更されています。再度、御確認ください。

- (1) 医療機関でインフルエンザの診断。
- (2) 学校に連絡。
- (3) 家庭で朝夕2回検温し、「インフルエンザ罹患証明書」の体温記録表に記録。
発症後5日かつ解熱後2日 経過したら登校する
- (4) 登校する前日、学校に連絡。
- (5) 「インフルエンザ罹患証明書」一番下欄に「①登校可能日②保護者氏名③捺印」を記入したものを持って登校、担任に提出。
- (6) 学校で「出席停止通知書」を発行。

「インフルエンザ罹患証明書」に必要事項が書かれていないと、「発症後5日かつ解熱後2日」経過しているかどうかの確認ができないため、登校を許可することができません。確実に実施していただき、登校の際に必ず持ってくることをお願いします。

「インフルエンザ罹患証明書」の未記入等を防ぐため、登校前日学校（学級担任）へ連絡をいただきたいと思います。その際「①発症してから何日か②解熱後何日か③グラフの記入はしてあるか（体温測定）④罹患証明書に年月日、保護者氏名、捺印があるか⑤罹患証明書を持参して登校する」ということの確認をさせていただきます。

「インフルエンザ罹患証明書」を持たずに登校した場合、保護者と連絡を取らせていただき、場合によっては下校の措置をとらせていただきますので御承知おきください。



**インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防のためにも、
健康観察・マスク着用・うがい手洗いをしっかりと！**